

4 用語集

あ 行

ICT（アイシーティ）（96ページ）

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称。
情報処理及び情報通信に関する技術の総称。

アウトリーチ支援（7ページ）

支援が必要であるにも関わらず自ら申し出ない、申し出ることができない人々に対して公的支援機関等が積極的に働きかけて、支援や情報を届けること。

SNS（エヌエヌエス）（3ページ）

登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス（Social Networking Service）の略称。
特に個人間のコミュニケーションに重点をおいたものを指す。

NPO法人（エヌピーオー）（65ページ）

「NPO」とは非営利組織（「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」）の略称。

様々な社会貢献活動を行う構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体が「特定非営利活動法人（NPO法人）」。

音訳（96ページ）

視覚障害者に情報を伝えるために、文字や図表等を音声化すること。

か 行

外国人技能実習制度（22ページ）

外国人の技能実習生が日本において企業等と雇用関係を結び、出身国では修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図る制度。

介護予防サポーター（49ページ）

地域に暮らす高齢者が自立した生活を送れるように、健康づくりに関する取り組みを支援するボランティア。介護予防活動の普及や、介護予防教室・イベント等を通じたコミュニティづくりのほか、高齢者が介護予防サポーターとして地域の高齢者支援事業に参加することで、自身の介護予防につながることも期待される。

経済連携協定（EPA）（イーピーイー）（22ページ）

経済連携協定（Economic Partnership Agreement）の略称。

2か国（または地域）以上の間で、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定。

権利擁護支援チーム（72ページ）

病気、事故等による障害などの理由により自身で意思決定することに不安があり支援を必要とする人について、その人を日常的に見守り、その人の意思や価値観を共有して対応する支援活動を行うチームのこと。身近な親族等や地域の人、保健・福祉・医療の関係者等が加わる。

合計特殊出生率（19ページ）

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する。

更生保護（74ページ）

犯罪をした人等を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作ること。

更生保護女性会（76ページ）

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人等の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

心のバリアフリー（5ページ）

高齢者や障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

孤独死・孤立死（54ページ）

何らかの原因で誰にも看取られず亡くなる事例を指す。

家族や親族、近隣住民とある程度の交流はあったものの、亡くなる際にひとりの状態であった場合を孤独死と呼び、家族や友人近隣住民との関わりが希薄で、社会から孤立した状態で誰にも看取られずに亡くなった場合を孤立死と呼ぶ。単独世帯の高齢者だけでなく、若年層の孤立死も増加している。

さ 行

災害時ボランティアセンター（60ページ）

災害時において、一般ボランティアの活動が最大限に生かされるよう、ボランティアの募集・登録及び活動支援を行う機関。本市では、「災害時における災害時ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、市社会福祉協議会が設置する。

災害時要援護者支援プラン（60ページ）

災害から自らを守ることが困難な高齢者や障害者等を「災害時要援護者」とし、地域住民が災害時要援護者を支援していく上で、その地域の中でどこに災害時要援護者が住んでいるのか、どのような支援を求めているのか等を把握するための取り組み。本人の同意を得た上で、本市が災害時要援護者の情報を地域の支援者に提供する。

支援者は提供を受けた情報をもとに災害時要援護者の状態や避難支援の方法等について平常時から確認するとともに、災害発生時には情報の提供、安否確認等の安全の確保のために必要な活動を行う。

サロン、コミュニティカフェ（51ページ）

高齢者や障害者、子ども、子育て世帯等さまざまな住民が、身近な地域におけるお茶会や趣味活動、レクリエーション活動等をとおして、住民同士の交流やつながりづくりを深める活動の場。

市民活動サポートセンター（53ページ）

福祉、社会教育、まちづくり、文化、環境、国際、災害救援など、あらゆる分野の市民公益活動をサポートする施設。既に活動している団体・個人だけでなく、これから活動をはじめようとする団体・個人も利用できる。

市民後見人（73ページ）

弁護士等の専門職による後見人（専門職後見人）を除く、親族以外の市民による後見人。自治体等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任する。

社会福祉推進委員（54ページ）

地域住民が共に生き、支え合い、かつそれぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進するため、市社会福祉協議会会長が委嘱した無報酬のボランティア。

民生委員児童委員、町内会・自治会等の活動への協力のほか、サロン活動の企画・運営、赤い羽根共同募金等を中心に活動している。

社会を明るくする運動（76ページ）

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指す法務省主唱の全国的な運動。

重層的支援体制整備事業（2ページ）

地域住民が抱える複雑化・複合化した「はざまのニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、市町村の任意事業として令和3年（2021年）4月に創設された制度。「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、5事業を一体的に実施する事業のこと。

本市では、地域福祉計画が目指す、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続ける地域社会を実現するため、令和5年度（2023年度）から事業化に向けた検討を進めている。

生涯学習センター（まなびかん）（53ページ）

本市の生涯学習振興の拠点となる社会教育施設。「市民大学」を中心とした講座などの実施、生涯学習情報の収集・提供・生涯学習の相談を行うとともに、施設の貸し出しも行い、地域住民に学習の機会を提供している。

障害者地域作業所（30ページ）

在宅の身体、知的障害者や回復途上にある精神障害者が、地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、軽作業の指導や生活訓練を行う施設。

シルバー人材センター（53ページ）

60歳以上の高年齢退職者等を対象に就業の機会を確保し、組織的に提供する業務を担う公益法人。

会員は、働いた仕事量に応じて配分金を受け取ることができるほか、各種の技能・技術講習を受けることができる。

シンボルカラー（91ページ）

さまざまな啓発活動を象徴する色のこと。

生活困窮者自立支援制度（21ページ）

働きたくても働けない、住むところがない等経済的な困窮が原因で、最低限度の生活を維持することができなくなる可能性がある人を対象に、就労や住まい、家族、家計、債務、社会的な孤立等、生活全般にわたる困りごとの相談を受け、包括的に支援する制度。

精神障害者保健福祉手帳（16ページ）

精神障害の状態にあり、その障害のために日常生活や社会生活の制限を受けている方に交付される手帳。

性的マイノリティ（LGBTQ+）（エルジービーティーキュープラス）（62ページ）

性的マイノリティ（LGBTQ+）とは、同性が好きな人や自分の性別に違和感を覚える人などのこと。

L＝レズビアン（女性が好きな女性）

G＝ゲイ（男性が好きな男性）

B＝バイセクシュアル（男女どちらも好きになる人）

T＝トランスジェンダー（体の性と心の性に違和感がある人）

Q＝クエスチョニング（自分のセクシュアリティがわからない人、迷っている人）

それぞれの頭文字をとってLGBTQと呼ばれているが、この他に「心の性」が男女どちらでもないというXジェンダーや、どんな性別の相手にも性的欲求や恋愛感情を持たないアセクシュアルなど、色々なセクシュアリティの人がいるため、「LGBTQ+」とも言われる。

成年後見制度（5ページ）

認知症等により自身で意思決定することに不安がある人について、本人の権利を守り生活を支援する制度。

成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任し、本人の意思決定を支援・尊重し財産管理や介護サービスの契約等を行う「法定後見制度」と、将来、自身で意思決定することが不安になった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらおうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」の2つの制度がある。

ソーシャルインクルージョン（3ページ）

「社会的包摂」とも訳され、誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心のつながりを築き、全ての人々が疎外されることなく社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方。

た 行

ダブルケア（2ページ）

主に介護と育児が同時期に発生する状態のこと。出産年齢の高齢化や家族関係の希薄化など、家族構造の変化により増加が見込まれている。

地域共生社会（34ページ）

高齢者、障害者、子ども・子育て世帯等全ての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域社会のこと。

地域支え合い協議会（46ページ）

おおむね本庁および行政センター区域を単位に、各地域の住民同士や関係団体が情報共有やアイデア出しを行うことで、地域の人々がつながり、活躍できるきっかけづくりを行う場。

地域資源（46ページ）

地域内に存在するその地域特有の資源であり、地域内の社会活動に利用可能なあらゆる要素の総称。

社会福祉においては各自治体特有のまちづくりや支援制度、各地域特有の福祉団体や支援体制を指す。

地域包括ケアシステム（65ページ）

高齢者等が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続していくため、介護保険制度によるサービスだけでなく、その他の多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的及び継続的に支援するシステムのこと。要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される。国は令和7年（2025年）までの実現を目指している。

地域の実情に応じて形作られるため、本市では、それぞれの地域の特性を生かしながら行政、地域、関係機関が連携して築いていくこととしている。

地域包括支援センター（27ページ）

高齢者を対象とした地域における身近な相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら総合的な支援を行っている機関。

地区社会福祉協議会（3ページ）

人にやさしい住みやすいまちづくりをめざして市社会福祉協議会とともに活動していくための機関。本市には18の地区社会福祉協議会が設置されている。

中核機関（よこすか成年後見センター）（72ページ）

権利擁護（成年後見等）の支援を必要とする住民に対し迅速かつ適切な支援を行うために、権利擁護支援チームと地域の関係者で構成された「協議会」を整備し、適切に運営していくための機関。

複合的な課題に対して、市社会福祉協議会と連携して成年後見制度の利用促進を図るとともに、相談員による成年後見制度にかかる相談対応や相談支援機関への専門職派遣等を行う。

デジタル・デバイド（情報格差）（96ページ）

インターネットやコンピューター等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる社会的、経済的な格差。

点訳（96ページ）

視覚障害者に情報を伝えるために、文字で書かれた文章を点字（指で触れて読む文字のこと）に翻訳すること。

な 行

日常生活自立支援事業（6ページ）

病気、事故等による障害などの理由により自身で意思決定することに不安がある人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用支援等を行う事業。

は 行

パートナーシップ宣誓証明制度（92ページ）

お互いを大切なパートナーと思っている人々の誰もが、戸籍上の性別にとらわれず、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを横須賀市が公に証明し、宣誓証明書を発行する制度。また令和6年（2024年）1月からは制度を拡充し、パートナーの子や親などを家族として証明するファミリーシップ制度を導入している。

8050（はちまるごーまる）問題（2ページ）

「80」代の高齢の親が「50」代の中高年の子どもの生活を支えている社会問題。子が親の年金収入に依存していることによる経済的困窮や、ひきこもりの長期化による社会的孤立等の課題がある。

ひきこもり（2ページ）

さまざまな要因の結果として就学、就労等の社会参加を回避し、概ね家庭に留まり他者と交わらない状態にある人を指す概念。

貧困の連鎖（62ページ）

親の収入が少なく十分な教育を受けられないため、貧困家庭の子どもが、進学や就職の機会に恵まれず十分な収入を得られないことから、大人になっても貧困から抜け出せず次の世代へ連鎖してしまうこと。

福祉都市宣言（4ページ）

平成5年（1993年）6月4日に横須賀市長が行った、市民が自らの幸せを追求し、健康で文化的な生活ができるよう努力する福祉都市の実現に向けた宣言。

福祉の総合相談窓口「ほっとかん」（3ページ）

様々な不安や困難を抱える人の、どこに相談したらよいか分からない福祉の相談を一括して受け付け、関係課や専門機関等と連携しながら一緒に解決策を考えるための機関。

相談窓口の他に、よこすか成年後見センター、障害者基幹相談支援センター、高齢者虐待防止センター及び終活支援センターを併設している。

福祉避難所（60ページ）

高齢者や障害者等、災害時に一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する避難所。

プラットフォーム（8ページ）

台地や高台等、周辺よりも高くなった水平で平らな場所を指す英語。転じて、行政の施策における基盤やその整備、形成の意で用いられる。

フレイル（49ページ）

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢とともに運動機能や認知機能等の心身の活力が低下した状態。

放置すると生活機能低下や要介護状態等の危険性が高まるが、適切な介入・支援により生活機能を維持し、健康な状態に戻ることができるとされている。

ヘルスマイト（食生活改善推進員）（49ページ）

各自治体で開催される養成講座を修了し、食生活改善推進員協議会に登録されたボランティア。主に食事を通じた健康増進活動や伝統的な食文化の継承等を行う。

保護司（76ページ）

犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるボランティア（保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員だが、給与は支給されない）。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪をした人等が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき円滑に社会生活を営めるよう、復帰後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っている。

ま 行

民生委員児童委員（29ページ）

「民生委員」は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。地域の様々な生活上の相談に応じ、支援につながるよう必要な情報提供等を行う。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、子育てに関する様々な相談や支援も行っている。給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして活動している。

や 行

やさしい日本語（97ページ）

使う語句や表現等を工夫して、外国人や高齢者、障害者等、多くの人に分かりやすいよう配慮した簡単な日本語。

ヤングケアラー（2ページ）

家族に支援を要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の若者のこと。

要約筆記（96ページ）

聴覚障害者等に情報を伝えるために話されている内容を要約し、手書きやパソコン等で文字にすること。

横須賀あんしんセンター（70ページ）

福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などを行うことが不安な人を支援する窓口のこと。日常生活自立支援事業として、市社会福祉協議会が行っている。

横須賀市社会福祉協議会（2ページ）

社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的として設置される民間の団体。住民主体の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉を目指して事業の企画・実施、連絡・調整等を行う。

横須賀市地域で支える条例（4ページ）

地域住民相互の協力と助け合いの精神に基づき、自主的で活発な地域活動を促進すると同時に、行政の地域社会への関わり方の基本を明確にすることにより、将来にわたり、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らせる社会を実現するために制定された条例。平成26年（2014年）4月1日施行。

横須賀市民憲章（4ページ）

都市の理念やまちづくりの方向性を明らかにし、都市生活を営む上での道しるべとして、平成13年（2001年）12月18日に議決された。

YOKOSUKAビジョン2030（4ページ）

2030年に向けた横須賀市の未来像を掲げ、全ての政策の基礎として令和4年（2022年）3月24日に議決された。本市全体の未来像を「変化を力に進むまち。横須賀市」とし、それに基づいた10の分野別未来像、分野ごとの政策の方針、市政運営の基本姿勢を示す。

よこすかボランティアセンター（52ページ）

ボランティア団体同士の連携やボランティアに関する相談、情報提供を行うための横須賀市社会福祉協議会における組織。福祉教育や研修、ボランティアグループへの活動支援などを行う。

ら 行

ライフステージ（49ページ）

人間の一生における生活環境の変化を節目で区切った各段階（ステージ）。特に一生を年齢によって、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等に区分したそれぞれの時期。

わ 行

ワンコインボランティア（有償ボランティア）（87ページ）

「有償ボランティア」とは、無償で活動するボランティアに対し、実費や交通費等を依頼者から受け取る、収益を目的としないボランティアのこと。このうち受け取る金額が500円程度のものを「ワンコインボランティア」と本計画では呼称している。



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール
【中学生の部】 優秀賞 作品名：あなたがいてくれて。
衣笠中学校 3年3組 ^{しらとり}白鳥 ^{きよみ}清美 さん

「よかった ありがとう。」運動について

本市では、人と人とのふれあいの最後に交わす言葉が感謝の気持ちを表すものであれば、そのふれあい全体が心地よいものになることから「よかった ありがとう。」運動を行っています。

毎年、小中学生を対象にポスターコンクールを開催しています。

令和5年度（2023年度）の募集テーマは「よかった ありがとう。」、「“人とのつながり”を感じた瞬間」です。



横須賀市地域福祉計画

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地
横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課
電話 046-822-8245 ファクス 046-822-2411
E-mail hwg-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp